

令和6年度所沢市介護サービス事業者等指導監査計画

1 目的

所沢市が所管する地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス又は介護予防支援の事業を行う介護サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導及び監査の実施に当たり、以下の観点から指導監査計画を定める。

- ① 介護給付等対象サービスの質の確保
- ② 保険給付の適正化

2 指導について

指導については、事業者に対して、市で定める条例並びに厚生労働省令で定める指定基準及び厚生労働省告示で定める介護報酬の算定基準等に規定する介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを目的に実施する。

（1）集団指導

集団指導については、適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の場であると位置付け、原則として当該年度の運営指導を開始する前に講習、市ホームページ等の活用等の方法により実施する。

特に、遵守すべき介護保険関係法令や各サービスの指定基準、介護報酬請求に関する事項、高齢者虐待事案等の内容についての周知の機会とし、令和5年度までの運営指導において指摘の多かった事項等について注意喚起を図る。

（2）運営指導

運営指導については、事業者を個別的に指導するため、原則事業所の実地において、事業所の関係者から関係書類を基に説明を求める面談の方式により実施する。

なお、運営指導の実施の時期は、原則として7月から翌年2月までとし、実施日については対象事業者と調整の上決定する。

ただし、苦情・通報等に基づき臨時に実施する運営指導については、この限りでない。

ア 対象事業者の選定方針

- ① 令和6年度中に指定の更新手続の対象となる事業所の事業者
- ② 新規に指定を受けた事業所の事業者
- ③ 苦情や通報等により、指導が必要とされた事業所の事業者
- ④ これまでの指導状況から再度の指導が必要とされた事業所の事業者
- ⑤ 前年度の集団指導が不参加で今年度も不参加の事業所の事業者
- ⑥ その他必要と認める事業所の事業者

イ 指導の重点項目

- ① 従業者に係る基準の遵守
 - ・基準上必要とされている人員が配置されているか。
 - ・有効期限のある資格について、有効期限の把握及び更新が適切に行われているか。
 - ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。
- ② 介護報酬の適正な算定
 - ・算定基準に基づき、適正に介護報酬が算定されているか。
 - ・介護報酬の請求に当たり、記録の整備がされているか。
- ③ 事故防止対策
 - ・ヒヤリハット事例などを活用し、事故の未然防止に努めているか。
 - ・事故があった際に速やかに連絡を取っているか。
 - ・事故の再発防止に努めているか。
 - ・非常災害対策計画を策定しているか。
- ④ 感染症対策
 - ・感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス等）予防及びまん延防止の対策を講じているか。
- ⑤ 業務継続計画策定の促進
 - ・業務継続計画を策定しているか。
 - ・研修、訓練（シミュレーション）を実施しているか。
- ⑥ 虐待防止対策
 - ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。
 - ・高齢者虐待の早期発見に努めているか。

ウ 監査への移行

運営指導中に著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断された場合や、介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は、監査へ移行する。

3 監査について

監査については、事業者の介護給付等対象サービスの内容について、指定基準違反等の確認の必要があると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を探ることを目的に実施する。

（1）対象事業者の選定方針

通報・苦情・相談等に基づく情報、運営指導において確認した情報等を踏まえて、人員、設備及び運営基準等の違反が著しいと認められる場合、介護報酬の不正請求等が認

められる場合、不正の手段による指定を受けていると認められる場合若しくは虐待・拘束等で利用者の身体生命に危険のある場合又はこれらの疑いが認められる場合に行うものとする。

(2) 指定基準違反等の事実が確認された場合

指定基準違反等の事実が確認された場合は、市介護保険課と連携し、勧告、命令、指定の取消等など、必要に応じた行政上の措置を採る。